

令和6年3月度

みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年3月25日(月) 午後1時30分～午後2時11分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

- ### 3. 議 事

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 非農地証明について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画について |

4. 出席した農業委員 (12 名)

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 鈴木伸一 | 2番 | 赤石忠秋 | 3番 | 石原郷士 |
| 4番 | 岩崎十三江 | 6番 | 櫻井正彦 | 7番 | 清水照夫 |
| 8番 | 関口裕 | 9番 | 田村範行 | 10番 | 深澤良朗 |
| 11番 | 星野邦夫 | 12番 | 星野文雄 | 13番 | 小林利信 |

5. 欠席した農業委員 (1 名)

- 5 番 大澤 恵美子

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13名）

- | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 新井 | 巖雄 | 2番 | 石原 | 茂樹 | 3番 | 岩崎 | 俊明 |
| 4番 | 大塚 | 孝一 | 5番 | 奥澤 | 孝太郎 | 6番 | 小倉 | 正範 |
| 7番 | 尾澤 | 勝 | 8番 | 金子 | 昇 | 9番 | 小林 | 和弘 |
| 10番 | 武 | 裕士 | 11番 | 田中 | 由郎 | 12番 | 長澤 | 修一 |
| 13番 | 星野 | 健一 | | | | | | |

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員（3名）

- 事務局長 山 銅 敏 男
主 任 古 郷 真 吾
- 事務局長補佐 森 田 憲 一

- 事務局長 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は5番大澤恵美子委員の1名です。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 3 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 3 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1 番：鈴木 伸一 委員」と「2 番：赤石 忠秋 委員」の両名にお願いいたします。

報告第 1 号

議 長 日程第 1 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」
次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。令和 6 年 3 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。貸人、借人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。両者の話し合いにより合意解約したもの。農地法第 3 条による賃貸借。合意解約日は令和 6 年 2 月 14 日。
以上、1 件につきまして、よろしくお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いた

します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和6年3月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は3件ございます。

番号1番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、計5筆、贈与。現在、農業を営んでおりますが、申請地を譲り受け、経営の規模拡大を図りたく申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。売買。現在、農業を営んでおりますが、申請地を買い受け、経営の規模拡大を図りたく申請するもの。

番号3番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。売買。現在、農業を営んでおりますが、申請地を買い受け、経営の規模拡大を図りたく申請するもの。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

議長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 3 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 3 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場用地。現在、市内にて居住していますが、自宅裏の農地を自家用車・軽トラック置場として利用したく申請するもの。始末書添付。第 3 種農地。
番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑。水道ポンプ設置用地。現在、市内にて居住していますが、自宅に水道を通す配管工事のため、水道ポンプを設置したく申請するもの。第 2 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 1 番について、笠懸 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、櫻井です。地図の 1 番をご覧下さい。桐生伊勢崎線の阿左美十字路を西へ 200 メートルほど進みます。小さい十字路を左折し、150 メートルほど道なりに進んだ右手側が申請地となります。始末書のとおりであり、四方は宅地なので問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、大間々 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 2 番をご覧ください。福岡大橋を渡り、小平方面に向かいます。右手に旧福岡中央小学校が見えます。過ぎてからさらに 200 メートルほど直進し、T 字路を右折します。道なりにしばらく進むと北側に向かって山道がございます。そこを上がったすぐ左手側が申請地です。何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 3 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 8 件でございます。はじめに番号 1 番から番号 5 番までを説明します。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住しておりますが、条件の良い申請地に、一般住宅を建設したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 6 工区。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場用地。売買。現在、市外にて自動車整備業を営業しておりますが、整備台数の増加により駐車場が不足しており、申請地に露天駐車場を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当協定済み。第 3 種農地。
番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、市内にて居住しておりますが、実家近くの申請地を父より借り受け、一般住宅を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当(〇〇畑 1,280 ㎡と同時申請)。大間々用水土

地改良区第 11 工区該当。第 3 種農地。

番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅(4 区画)用地。売買。現在、市内にて不動産業を営業しておりますが、閑静で住宅用地として適した申請地に、建売分譲住宅を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当(〇〇畑 336 m²と同時申請)。大間々用水土地改良区第 11 工区該当。第 3 種農地。

番号 5 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。農家施設建築用地。売買。現在、市内にて農業を営んでおりますが、出荷調整等を行う作業場を建設したく申請するもの。第 2 種農地。以上 5 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員

3 番、石原です。地図の 3 番をご覧ください。桐生みどり消防署の東側の道を 150 メートルほど北上した左手側が申請地です。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員

2 番、赤石です。地図の 4 番をご覧ください。桐生伊勢崎線を阿左美駅から桐生競艇場へ向かいます。50 号線に当たります。〇〇の隣地東側が申請地となります。旧笠懸第一区青少年広場の跡地です。何ら問題はないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、
笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 5 番をご覧ください。みどり市立笠懸幼稚園の五差路を南西へ 150 メートルほど進んだ右手側が申請地となります。周囲は被設定人の所有地であり、西側農地所有者には農地転用について説明済みです。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 6 番です。地図の 5 番の南側隣接地の申請です。同様に何ら問題ございません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 7 番です。西鹿田の信号を 500 メートルほど北上します。申請地は北東方向に位置します。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、6 ページをご覧ください。番号 6 番から番号 8 番を説明します。
番号 6 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町小平、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、市内にて居住しておりますが、妻の父が所有している申請地を借り受け、一般住宅を建設したく申請するもの。第 2 種農地。
番号 7 番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、県外にて居住しておりますが、所有する住宅が県道拡幅用地内にあり、解体に伴い、申請地を借り受け、一般住宅を建設したく申請するもの。第 2 種農地。
番号 8 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑。太陽光発電施設設置用地。売買。現在、県外にて再生可能エネルギー事業を営んでおりますが、太陽光設備にとって最適な申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 3 種農地。
以上 3 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、
大間々 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 8 番をご覧ください。福岡大橋を渡り、小平方面に向かいます。小平親水公園を過ぎて橋を渡ります。すぐ左側の申請人の工場となっていたところが申請地です。特段問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、大間々 16 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 11 番、星野です。地図の 9 番です。福岡大橋を渡ります。突き当りを左折し、貴船方面へ向かいます。事務局から説明のあったとおり、当初は砂利を入れておりましたが、現在は撤去してあります。何ら問題ございません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長 番号 8 番について、東町 4 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、関口です。地図の 10 番をご覧ください。申請地は神戸駅から北へ 100 メートルのところに位置しています。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 5 議案第 4 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「非農地証明交付願について」
次のとおり、非農地証明交付願があつたので、決定を求める。令和6年3月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は1件ございます。
番号1番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町上神梅、山林(畑)。申請地は周囲の状況から見て農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願い出るもの。青地。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

議長 番号1番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の11番をご覧ください。旧神梅小学校の西側を過ぎまして、1キロメートルほど道なりに進みます。〇〇の手前の細い道を左折し、しばらく道なりに進みます。西側が申請地です。農地への復元は困難であり、非農地と判断して問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第5号

会長 日程第6議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があつたので、決定を求める。

令和6年3月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が9件、再設定が3件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局 新規設定。

番号1番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号3番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 4 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 6 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 7 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 8 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 9 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
新規設定 9 件の地積合計は、19,839 m²となります。
以上 9 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 9 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番、番号 9 番は可決いたします。

事務局 再設定。
番号 1 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。
番号 2 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。
番号 3 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
再設定 3 件の地積合計は、11,783 m²となります。
以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 3

月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 3 月 25 日 午後 2 時 11 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利 信

1 番委員

鈴木 伸 一

2 番委員

糸石 忠 秋